

部局名	健康福祉部	所属名	障害者支援課	所属長名	岩澤 厚明	電 話	483-1151 内線2230
-----	-------	-----	--------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード		3897		事務事業名称		精神障害者援護事業						短縮コード		経常	3897		臨時			
予算区分		会計	01	一般会計		款	03	民生費			項	01	社会福祉費			目	04	精神障害者福祉費		
区 分		☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		八千代市精神障害者医療費助成要綱、八千代市障害者診断料助成要綱、八千代市精神障害者小規模作業所運営補助金交付要綱、八千代市精神障害者（児）ホームヘルプ事業運営要綱、短期入所事業実施要綱、短期入所事業補助金交付要綱、地域生活援助事業補助金交付要綱　＜その他の施策体系＞0102030303障害に対する理解の促進												
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																				
平成１１年に精神保健福祉法の改正により、平成１４年度から精神障害者にかかわる事務の一部が市へ移管され、新たに居宅生活支援事業が創設され、３事業が市町村の責任において実施するように位置づけされた。さらに精神障害に関する市民への知識の普及啓蒙が市町村の役割に位置づけられた。																				
事務事業を取り巻く状況の変化　又、今後の変化の推測						総合計画の施策体系	５本の柱（章）		01	健康福祉都市をめざして										
他の２障害と比べてその取り組みは大きく遅れており、社会問題となっている。手帳、３２条承認者も年々増加し、心の問題を訴える人も多い。事業を推進するため、課題を明確にし、具体的に推進しなくてはならない。							大項目（節）		02	社会福祉										
							中　項　目		03	障害者（児）福祉										
							小項目（施策）		01	障害の発生予防・早期受診、治療										
									02	障害者（児）保健福祉サービスの充実										
							細　項　目		03	治療・療育体制の充実										
									01	相談・支援体制の充実										
実施計画の計画事業						1209		障害者福祉センター整備事業												
計画事業の位置付けの有無					☐	計 画 事 業 期 間		～				計 画 事 業 費		千円						

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	1. 精神障害者 2. 精神障害者の家族 3. 精神障害者小規模作業所の運営者										
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： 精神障害者を取り巻く市民に精神障害についての適切な情報と精神障害者との交流の機会の提供（メンタルヘルスボランティア講座、こころの健康づくり市民公開講座）　精神障害者及びその家族自身への適切な情報提供（家族支援教室）、交通費助成、作業所補助金、診断料助成、入院医療費助成、メンタルヘルスネットワーク会議、広報掲載（特集号）、各種相談窓口の設置と相談対応、障害者自立支援法による介護給付費等支給及び各種相談対応。 ※平成19年度に計画していること： 上記内容										
意図 （何を狙っているのか）	1. 精神障害者を取り巻く市民の内に精神障害について差別意識や偏見を持たない人が増える。 2. 精神障害者本人及び家族が抱える生活障害に起因する各種の負担、不安が和らぐ。 3. 障害者の社会参加（家族と病院との関係者以外にかかわり人が広がったり、出かける場ができる）が進む										
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	1. 市民の精神障害に対する理解が深まり身体 の健康づくり同様、周りの人や自らのこころの健康づくりに努めたり、早めの対処ができるようになる。　2. 精神障害にかかわる相談をしてもいいんだという窓口で相談をすることで適切な情報提供を受けることができる。そうしたことで本人や家族の不安が軽減されたり、孤独感を和らげたり、無用の混乱やパニックを未然に防ぎ、それへの対処方法を得ることで負担や不安が和らぐ										
区　分					単位	17年度	18年度		19年度		
						実績	計画	実績	計画		
対象指標	指標1	通院医療費公費負担受給者数			人	1,472	1,600	1,415	1,600		
	指標2	精神障害者小規模作業所の運営者数			人	1	2	2	2		
	指標3	精神保健福祉の関係者数			人	50	50	65	65		
活動指標	指標1	メンタルヘルスボランティア講座開催回数			回	4	9	0	0		
	指標2	家族支援教室講座開催回数			回	6	6	0	6		
	指標3	こころの健康づくり市民公開講座開催回数			回	2	3	1	1		
成果指標	指標1	家族へのアンケート調査で、被差別経験があると答えた人の割合			割						
	指標2	居宅生活支援サービスを受けた者のうち日常生活での不便や割合			割						
	指標3	家族へのアンケート調査で、家族と病院以外の人との接点割合			割						
上位成果指標	指標1	児童発達支援センター措置利用者数			人			42			
	指標2	児童発達支援センター外来利用者数			人			1,528			
	指標3	障害者相談支援施設数			ヶ所			2			

コード		3897	事務事業名称	精神障害者援護事業		所属名	障害者支援課
			単位	1 7 年度	1 8 年度		1 9 年度
				実績	計画	実績	計画
事業費 (A)	財源内訳	国	千円	0	0	2,495	
		県	千円	6,738	7,099	3,858	
		地方債	千円	0	0		
		一般財源	千円	6,543	7,268	8,830	
		その他	千円	0	0		
	主な事業費の内訳			居宅生活支援事業4,459,000円 作業所補助金5,818,000円 交通費助成182,860円 入院医療費助成2,018,980円 地域生活援助事業補助金709,720円市民公開講座54,000円	補助金5,586,000 扶助費8,538,000	補助金5,225,000 扶助費4,968,000	障害者自立支援法の施行により事務事業に変更があるため未記入
人件費 (B)			千円	42,616.7	31,399.6	31,887.3	0
トータルコスト (A) + (B)			千円	55,897.7	45,766.6	47,070.3	0

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分		理 由			
目的 妥当性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☒ 結び付いている		上位の施策「障害の発生予防・早期受診，治療」「障害者（児）保健福祉サービスの充実」を推進するため，精神障害者援護事業を実施しており，結びついている。			
			☐ 結び付くが見直しの余地がある					
			☐ 結びつきが弱い・ない					
			☐ 評価対象外事項					
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している		精神障害者や家族の不安を軽減したり，孤独感を和らげたりするために，今後とも続けていかなければならない事業である。			
			☒ 達成していない					
			☐ 評価対象外事項					
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある		一部委託は検討すべき事項だが、すべての事業を民営化では実現できない。			
☒ 可能性はない								
☐ 評価対象外事項								
④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☒ 現状のままでよい		所期目的に変更はなく，現状の「対象」「意図」の設定で結果に結びつく。				
		☐ 見直す必要がある						
		☐ 評価対象外事項						
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2，3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☒ 有効性向上の可能性はある		直接人が顔をあわせ，言葉を交わして相談者と一緒に相談内容を整理しその対応をしていくので人員の増等で相談窓口を広げていく。			
			☐ 効率性向上の可能性はある					
			☐ 両方可能性はある					
			☐ 可能性がない					
	⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。	☐ 民間委託等		窓口が広がり成果が期待できる。				
		☐ 臨時的任用職員等の活用						
		☐ I T化等業務プロセスの見直し						
		☐ 受益者負担の見直し						
		☒ 類似事業との統合・役割見直し		類似 事務 事業 名称	1	心身障害者援護事業	実施主体 (所管部署)	障害者支援課
		☐ 上記以外の方法			2	身体障害者援護事業	実施主体 (所管部署)	障害者支援課
	⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☒ ある		相談件数の増加に伴い、職員の残業も増加している。相談業務は直接、人が顔を合わせ（一部電話相談もある）、言葉を交わして、相談者と一緒に相談内容を整理し、それへの適切な情報提供や生活支援を行うものでおのずと1件に係る時間も相当要しているが、現状の窓口だけでは限界である。委託して窓口が広がればかなりの成果は期待できるが、そうしたらそれ相当の委託料が必要と考える。よって成果を下げずに経費を削減したり、経費を上げずに成果を向			
			☐ ない					

コード	3897	事務事業名称	精神障害者援護事業				所属名	障害者支援課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			平成１８年１０月障害者自立支援法が全面施行され、障害の種別にかかわらずサービスが利用できるよう一元化されたことにより、心身障害者援護事業、身体障害者援護事業、障害者福祉手当、知的障害者援護事業、精神障害者援護事業を統廃合し、１９年度から、障害者援護事業、障害者自立支援総務事業、障害者自立支援事業の３事業に再編、その事業の役割を明確にする。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☒ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
	☐ 廃止							
	☐ 休止							
☐ 現状のまま継続								
⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			平成１８年１０月障害者自立支援法が全面施行され、障害の種別にかかわらずサービスが利用できるよう一元化されたことにより、心身障害者援護事業、身体障害者援護事業、障害者福祉手当、知的障害者援護事業、精神障害者援護事業を統廃合し、１９年度から、障害者援護事業、障害者自立支援総務事業、障害者自立支援事業の３事業に再編、その事業の役割を明確にする。		
			削 減	不 変	増 加			
	成 果	向 上	☐	☐	☐			
		不 変	☐	☒	☐			
		低 下	☐	☐	☐			

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
障害者計画改定に基づく本人、家族、関係機関、ボランティアの聞き取り調査等によると次のような様々な制度の充実・整備が求められている。 １．ホームヘルプサービスの内容の拡充（人間関係を築く練習・話し相手を得るなど） ２．サービス・制度の情報提供（利用できる保健福祉サービスについて十分な情報を得たい） ３．社会復帰支援（社会復帰しようとする者に受け皿を提供する） ４．家族の避難場所の提供（精神障害者との関係において発生した危険から回避したり、介護等に疲弊した家族が休息をとることができるような場を提供してほしい。） ５．就労支援の充実（もっと就労の機会を確保するため努力してほしい。就労能力の開発の支援を強化してほしい。） ６．精神障害者地域生活センターの設置（日常的な生活相談や障害者の憩える場を作してほしい。） ７．住居確保の支援（アパート入居などの際に求められる保証人の確保が難しいので公的機関による保障人制度を作してほしい。） ８．相談体制をさらに強化（引きこもり対策相談窓口の新設、５時以降・休日の相談窓口の確保など）									

所属長コメント	市が、障害福祉サービス等を一元的に提供する仕組みとなり、その実施に当たっては、障害福祉計画等に基づき、サービス利用状況を勘案しながら、事業の整備に努める。								
評価調整委員会意見	☒ 改革改善して継続			障害の種別に係らず利用が一元化となる新規３事業に再編されることを支持					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☒ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止									
☐ 休止									
☐ 現状のまま継続									